

フリーマーケット出店基準

1 参加資格

- (1) 出店者は村内在住・在勤であること。（高校生以下の参加は認めません。）
- (2) フリーマーケットでの販売行為を専業としていないこと。

2 取扱品目

- (1) 各家庭で不要になった衣類・食器類・家庭雑貨等の物品

食品類は、缶詰、食用油、レトルト食品で賞味（消費）期限が十分あり、保管状態が良好なもの

- (2) 次のような物品の取り扱いはできないこととします。

ア 犬・ねこ等の動物もしくはその他の生き物及び花・球根等の植物

イ 調理をした食品、菓子・漬物などの手作りの食品

ウ その他、清川村において、フリーマーケットの開催目的にふさわしくないと判断されるもの

3 販 売

販売に関する苦情は出店者が直接対応することとし、清川村は一切関与いたしません。

4 出店場所等

- (1) 参加者の出店場所については、主催者の指示に従うこと。
- (2) 出店のスペースは、間口2.5m、奥行4.5m（駐車場1台分）とします。
- (3) 出店数は、5ブース程度を予定しています。

5 その他

- (1) フリーマーケット出店基準に従わない場合は、退場していただきます。
- (2) 駐車場内についての車両等の事故については、清川村では一切責任を負いません。

【参考】

フリーマーケット実施要領（抜粋）

第1 目的

限りある資源を有効利用するため、日常生活の中で不要となった品物を持ち寄り販売する「フリーマーケット」を「きよかわむら祭」と同時開催することにより、リサイクルの推進と、物を大切にする心を育むことを目的とする。